

2. 合理的な価格形成



1 背景

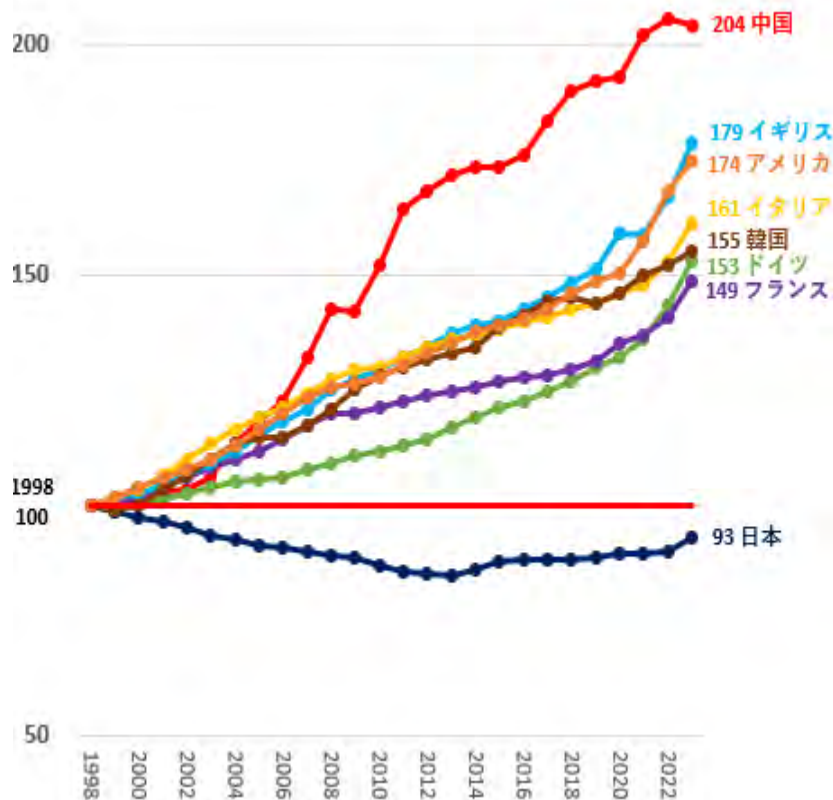


長期的な物価の動向



- GDPデフレーター（国内経済全体の物価動向）は、1998年以降、各国で上昇するも日本では**下降傾向**で推移。
- 食料の**消費者物価指数**は、長期のデフレ下にあって低位に推移した後、2014年以降上昇傾向に転じ、**2020年以降急騰**。

○各国におけるGDPデフレータの推移（1998年=100）

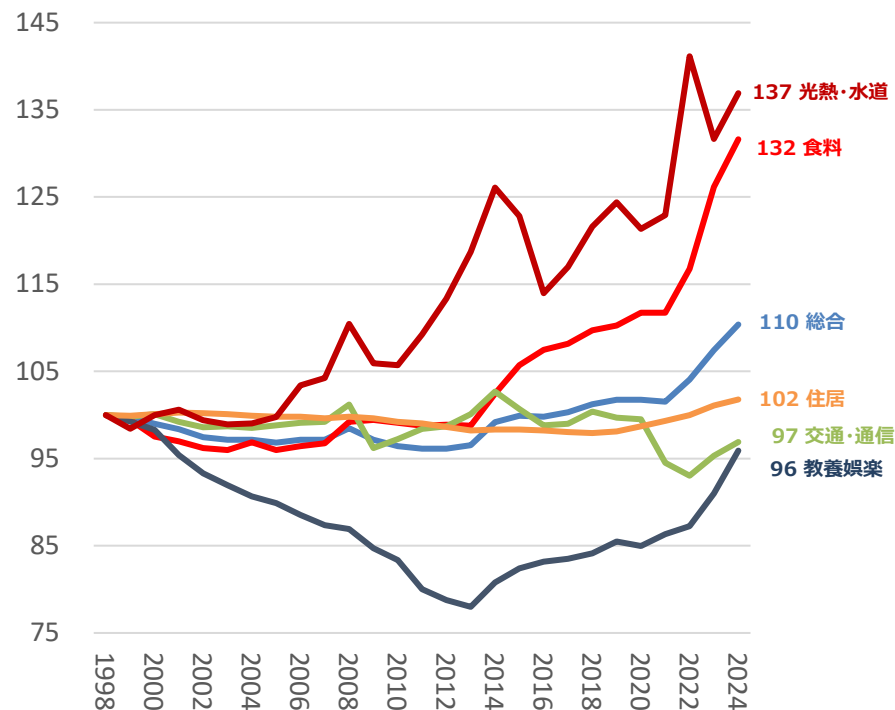


資料：THE WORLD BANK

注1：GDPデフレーターとは、（名目GDP）/（実質GDP）×100で計算される、消費だけでなく、設備投資や公共投資なども含めた国内経済全体の物価動向を表す包括的な指標。

注2：資料では2015年=100とされているものを、1998年=100と改定して計算。

○消費者物価指数の推移（1998年=100）



資料：総務省「消費者物価指数」(2020年基準消費者物価指数)

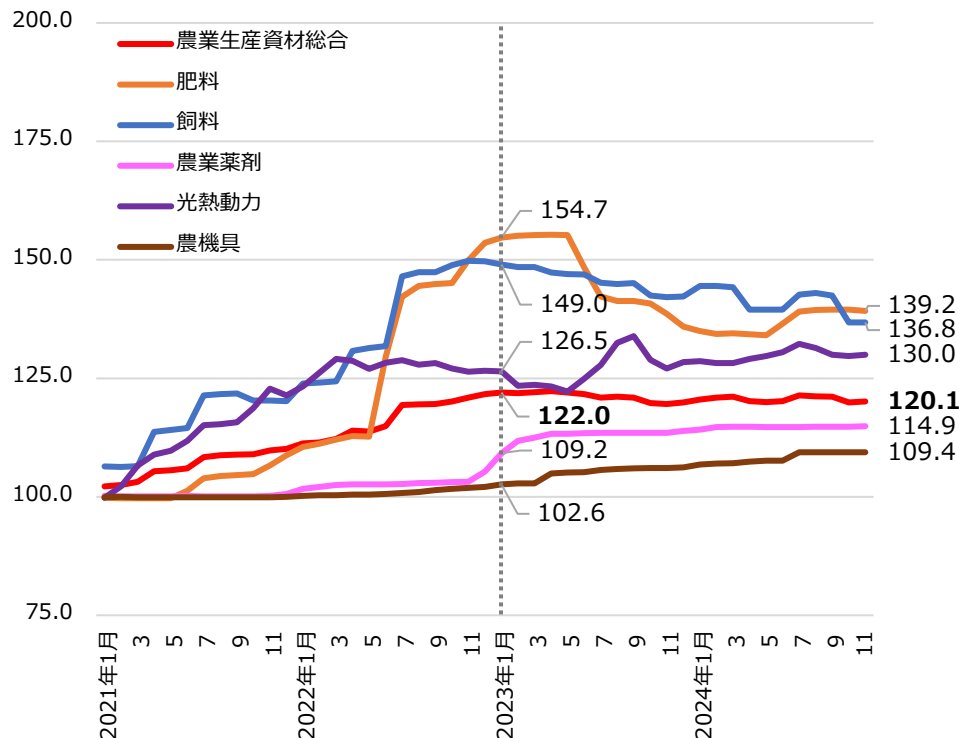
注：資料では2020年=100とされているものを、1998年=100と改定して計算

農業生産資材・農産物価格の動向

- **農業生産資材の価格**は、2021年頃から上昇傾向。特に肥料及び飼料の価格指数は、**2022年に急上昇**。
2023年以降も引き続き高水準で推移。
- **農産物の価格**は、鶏卵を除き、2022年の資材価格の上昇に遅れながら、**2023年後半以降上昇**。野菜、果実は変動が大きい。

【農業生産資材価格指数の推移】(2020年=100)

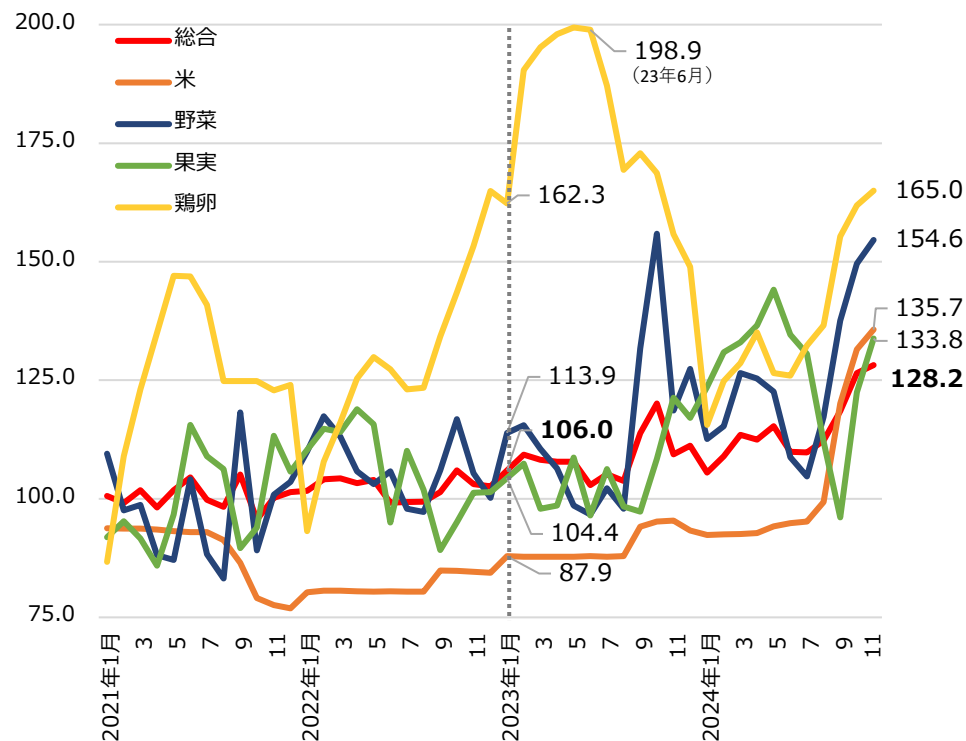
(農業経営体が購入する農業生産資材の価格を指数化したもの)



資料：農林水産省「農作物価統計（2020年基準）」を基に作成

【農産物価格指数の推移】(2020年=100)

(農業経営体が販売する農産物の価格を指数化したもの)



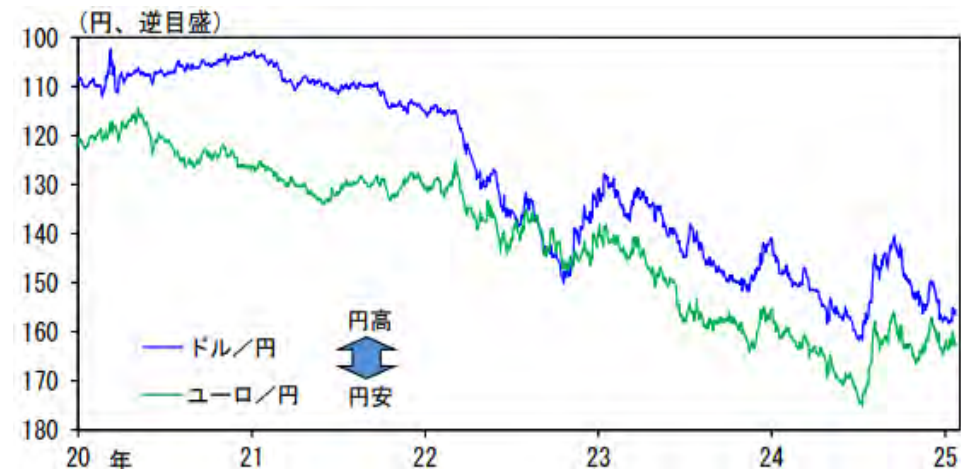
資料：農林水産省「農作物価統計（2020年基準）」を基に作成

為替・賃金の動向

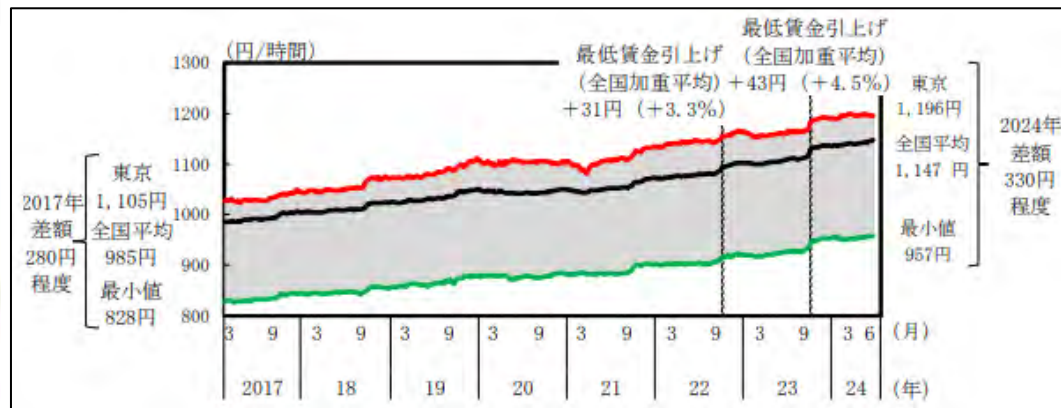


- 為替相場は、2022年以降、米国における金利上昇等の影響により、**円安が急速に進行**。
- **最低賃金**は上昇傾向。

【為替相場】



【パート・アルバイトの都道府県別
募集賃金の推移】



資料：日本銀行「月例経済報告等に関する関係閣僚会議・資料-最近の金融市場の動き-」から抜粋

資料：内閣府「年次経済財政報告（令和6年度）」から抜粋

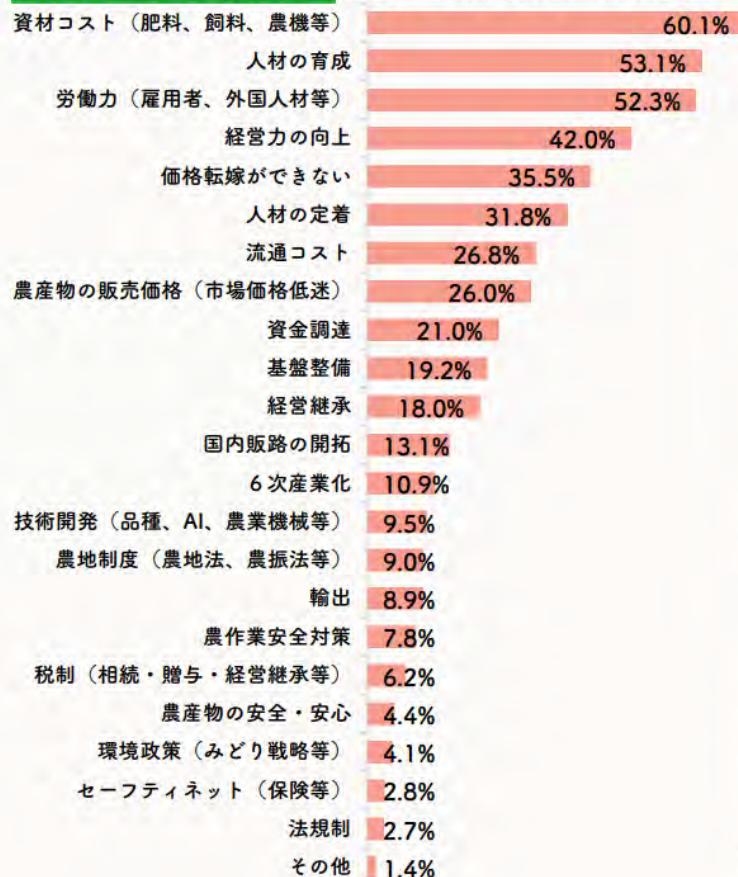
農業者が抱える経営課題

○ 農業者が抱える経営課題は、「**資材コスト**」が60.1%と**最多**。2021年以降、こうした傾向は継続。

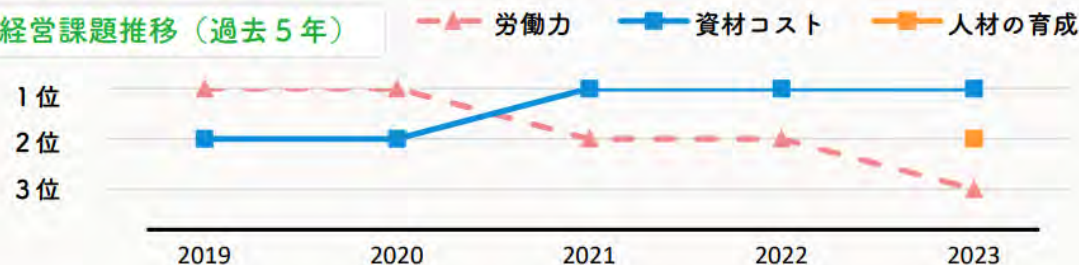
調査の概要：2023年9月から2024年2月にかけて、日本農業法人協会の会員2079先にWEB又は郵送でアンケート調査
(1382先から回答あり。回答率66.5%)

現在の経営課題

複数回答（単位：先・N=1,325）

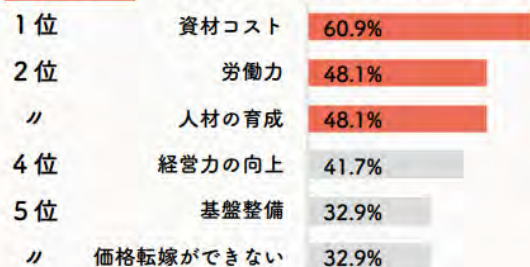


経営課題推移（過去5年）



稲作

複数回答（単位：先・N=432）



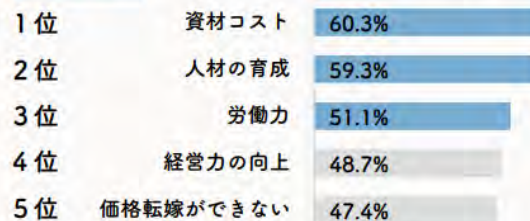
果樹

複数回答（単位：先・N=113）



野菜

複数回答（単位：先・N=378）



畜産

複数回答（単位：先・N=237）



流通・小売の経営収支



○ 卸売業者、仲卸業者の**営業利益率**は、いずれの分野においても± 1 %前後。スーパーマーケットの営業利益率（全体）は1.39%。いずれも**低位水準**。

○中央卸売市場卸売業者及び仲卸業者の営業収支（総売上高に対する割合）の内訳（令和4年度）

【卸売業者】

単位：%

	青果	水産	食肉	花き
売上総利益（粗利）	6.00	5.98	4.07	10.30
販売費・一般管理費	5.64	5.75	3.97	9.63
うち人件費	2.42	3.22	1.58	5.20
営業利益	0.36	0.41	0.11	0.68

【仲卸業者】

単位：%

	青果	水産	食肉	花き
売上総利益（粗利）	13.28	12.28	6.49	18.46
販売費・一般管理費	12.91	12.83	7.22	18.40
うち人件費	5.83	6.80	3.08	9.95
営業利益	0.37	▲0.54	▲0.73	0.06

資料：食品流通課調べ

○スーパーマーケット経営指標（令和6年度）

単位：%

売上高規模	全体	30億円未満	30億円以上 100億円未満	100億円以上 300億円未満	300億円以上 1000億円未満	1000億円以上
売上総利益（粗利）	26.34	25.99	25.96	26.03	27.00	27.02
売上営業利益	1.39	-0.32	0.79	1.84	2.19	3.17

資料：「2024年 スーパーマーケット年次統計調査報告書」（一社）全国スーパーマーケット協会、（一社）日本スーパーマーケット協会、オール日本スーパーマーケット協会



- 我が国を取り巻く状況変化を踏まえ、**食料安全保障の確立**等を柱に、令和6年6月に**食料・農業・農村基本法**を改正。

（食料安全保障の確保）

第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。

2・3 （略）

4 国民に対する**食料の安定的な供給**に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、**農業及び食品産業の発展**を通じた**食料の供給能力の維持**が図られなければならない。

5 **食料の合理的な価格の形成**については、**需給事情及び品質評価**が適切に**反映**されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の**食料システム**（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の**関係者**によりその**持続的な供給に要する合理的な費用が考慮**されるようにしなければならない。

6 （略）



（食料の円滑な入手の確保）

第十九条 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、**地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手**が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の**寄附が円滑に行われるための環境整備**その他必要な施策を講ずるものとする。

（食品産業の健全な発展）

第二十条 国は、**食品産業が食料の供給**において果たす**役割の重要性**に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の**食料の持続的な供給に資する事業活動**の促進、**事業基盤**の強化、円滑な**事業承継**の促進、**農業との連携**の推進、**流通**の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する**新たな事業の創出**の促進、**海外における事業の展開**の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（食料の持続的な供給に要する費用の考慮）

第二十三条 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による**食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進**及びこれらの**合理的な費用の明確化の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

（農産物の価格の形成と経営の安定）

第三十九条 国は、農産物の価格の形成について、**第二十三条**に規定する施策を講ずるほか、消費者の**需要に即した農業生産**を推進するため、**需給事情及び品質評価が適切に反映**されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- **合理的な価格の形成**、人口減少下における**土地改良の在り方**などの**関連法案**については、**令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討**。

食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格の形成等（法制化）

・関係者の協議による**コスト指標づくり**を推進しつつ、持続的な食料供給に必要な**合理的なコストを考慮する仕組み**を新たに**法制化**

・食料システムの持続性の確保に向けた**食品事業者の取組促進**（**環境・人権、農業者との連携等**）等

**令和7年中の
法案国会提出**

2 検討の方向性



食料システムを通じた食料の持続的な供給①



【直面する課題】

原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。



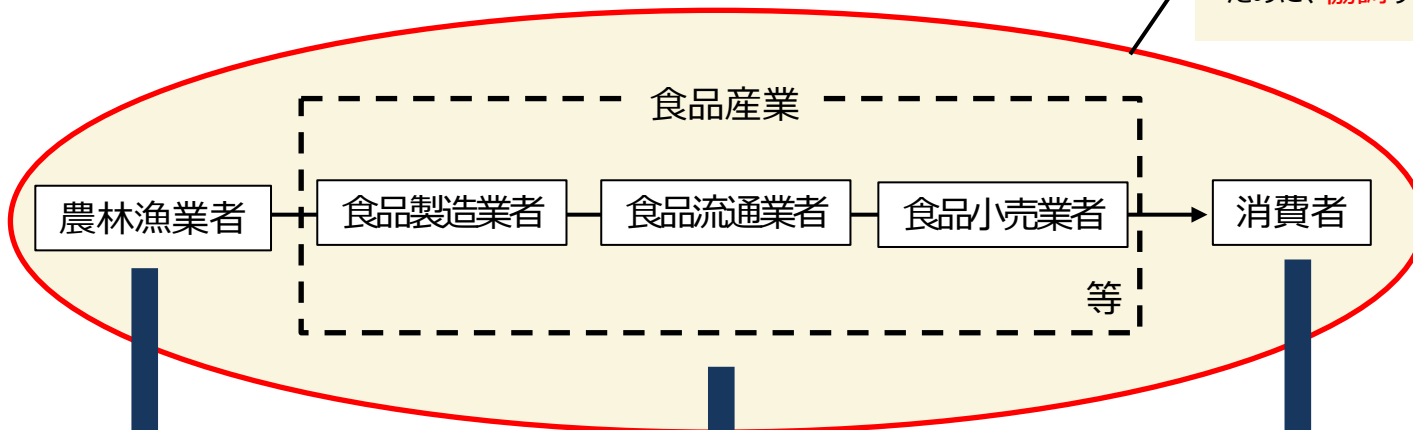
【考え方】

食品の生産から消費までの各段階の関係者を通じて、持続的に供給できるよう協調。



【目指すべき食料システムの姿】

消費者の理解の下、
食料システムの持続性を確保する
ために、協調することが必要。



生産性や付加価値の向上

多様な商品・サービスの提供

生産・流通段階への理解

持続可能な食料システムを実現

適正な価格形成に関する協議会



構成員

【生産者】

全国農業協同組合中央会	馬場 利彦	専務理事
全国農業協同組合連合会	齊藤 良樹	代表理事専務
日本農業法人協会	井村 辰二郎	副会長
中央酪農会議	隈部 洋	副会長

【製造業者】

食品産業センター	荒川 隆	理事長
日本乳業協会	宮崎 淑夫	専務理事

【流通業者】

全国中央市場青果卸売協会	出田 安利	専務理事
日本加工食品卸協会	時岡 肯平	専務理事

【小売業者】

日本チェーンストア協会	牧野 剛	専務理事
日本スーパーマーケット協会	江口 法生	専務理事
全国スーパーマーケット協会	島原 康浩	常務理事

【外食・中食業者】

日本フードサービス協会	坂本 修	専務理事
日本惣菜協会	黒田 久一	副会長

【消費者】

日本生活協同組合連合会	二村 睦子	常務理事
全国消費者団体連絡会	郷野 智砂子	事務局長
主婦連合会	田辺 恵子	副会長

【学識経験者】

九州大学	福田 晋	名誉教授
宮城大学	三石 誠司	副学長・教授

開催実績・予定

月 日	会 合
令和5年8月29日	第1回 適正な価格形成に関する協議会
10月11日	第2回 適正な価格形成に関する協議会 → ワーキンググループの設置を決定
20日	第1回 飲用牛乳ワーキンググループ
30日	第1回 豆腐・納豆ワーキンググループ
11月17日	第2回 飲用牛乳ワーキンググループ
28日	第2回 豆腐・納豆ワーキンググループ
12月27日	第3回 適正な価格形成に関する協議会
令和6年2月 9日	第3回 豆腐・納豆ワーキンググループ
3月15日	第3回 飲用牛乳ワーキンググループ
4月 5日	第4回 適正な価格形成に関する協議会
8月 2日	第5回 適正な価格形成に関する協議会
10月24日	第6回 適正な価格形成に関する協議会 → ワーキンググループの設置を決定
11月 5日	第1回 米ワーキンググループ
6日	第1回 野菜ワーキンググループ
令和7年2月 4日	第2回 米ワーキンググループ
7日	第2回 野菜ワーキンググループ

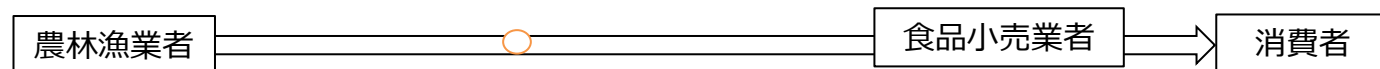
食料システムを通じた食料の持続的な供給②

○ 食品の合理的な費用を考慮した価格形成のためには、

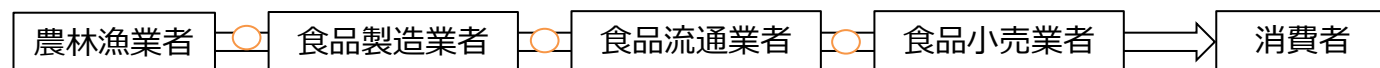
①コストの把握・明確化、②コストを考慮した取引の実施、③消費者の購買力の確保が必須。

《食品をめぐる様々な取引》

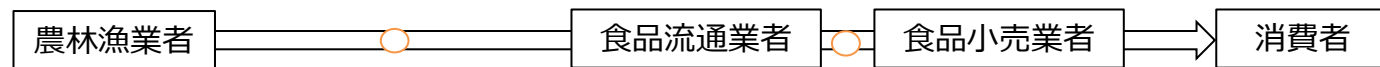
○「生鮮品」として
「食品小売業者」と取引



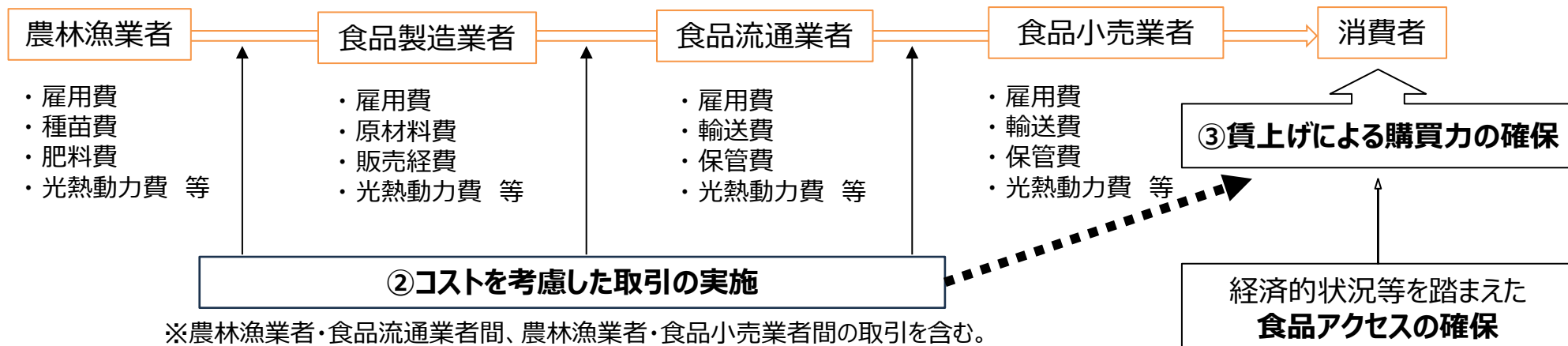
○「加工原材料」として
「食品製造業者」と取引



○自ら一次加工等したものを
「食品流通業者」等と取引



① サプライチェーン全体でのコストの把握・明確化

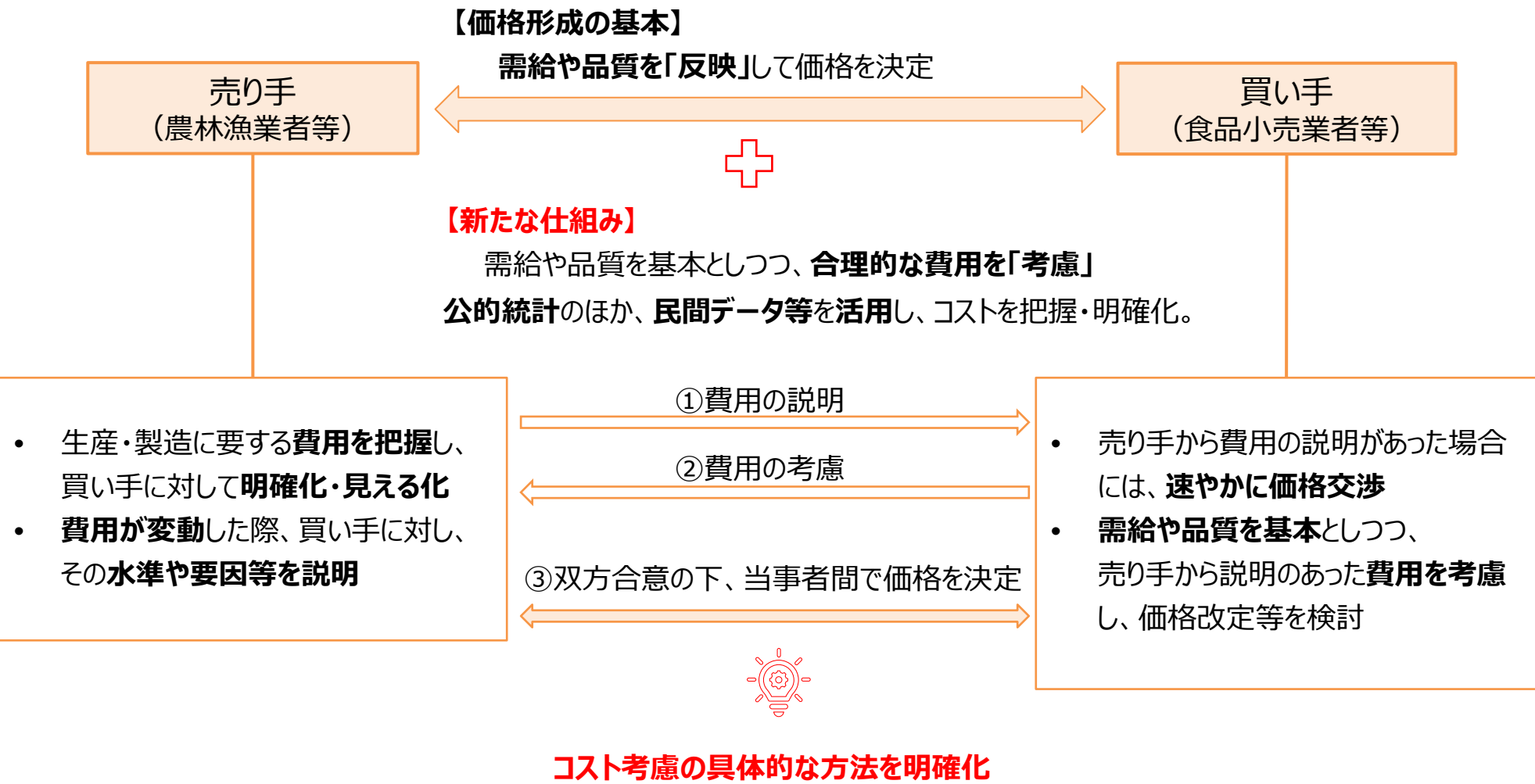




コストを考慮した食品の取引の実施（考え方）



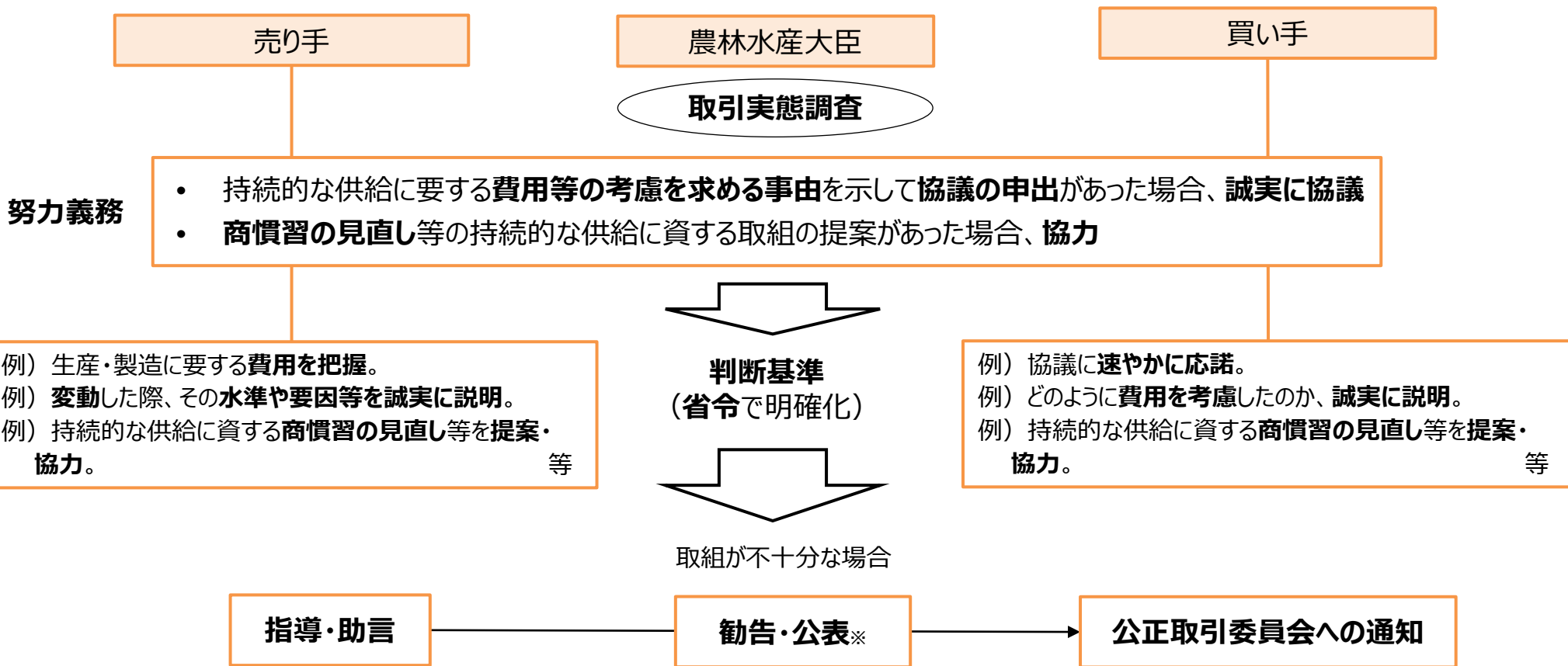
- 売り手は**コストを把握**し、買い手に**説明**。買い手は説明を受けた**コストを考慮**。その上で、最終的な**取引価格**は**当事者間で決定**。
- コストに関する説明が十分理解されるよう、**コスト考慮の具体的な方法を明確化**。



規制的措施（全体像）

- 最終的な取引条件は**当事者間で決定**という自由主義の前提を維持した上で、飲食料品等事業者等の「**努力義務**」を明確化。
 - ① 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
 - ② **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**協力**
- 農林水産大臣が、努力義務に対応した「**行動規範**」（**判断基準**）を省令で明確化。取組が不十分な場合等は、**指導・勧告**等。

【新たな仕組み】 需給や品質を基本としつつ、**合理的な費用を「考慮」** ～規制的措施の導入～



※ 勧告に必要な限度において、報告徴収・立入検査（罰則あり）を実施。

規制措置の流れ



- **食料全般**に関して、**実態調査**を実施。努力義務・判断基準に照らして取組が不十分な場合、**規制措置**を実施。

《取引実態調査》

- **食料全般**に関する実態調査に基づき、費用、取引価格等を把握。

《努力義務》 ～規制措置として導入～

- 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**。
- **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**協力**。

《判断基準》

売り手	買い手
～詳細は省令で規定～	

《指導・助言》

- **不十分な取組**を確認した場合、当該食料関係事業者を対象に指導・助言を実施。

《報告・立入検査》

- 指導・助言後も**依然取組が不十分**な場合、必要に応じて報告を求め、立入検査を行い、実態を詳細に把握。

《勧告・公表》

- **依然取組が改善されない**場合、実態の改善を勧告。勧告に従わない場合、**事業者名**、勧告した旨を**公表**。

注) 報告・立入検査、勧告・公表は指定品目を対象に実施

《公正取引委員会への通知》

- **不公正な取引方法に該当する事実**があると考えるときには、公正取引委員会に通知。

《参考》 不十分な取組のイメージ

- 判断基準に照らして取組が不十分な場合の**代表的な適用対象**は、以下のようなものを想定。

【価格交渉の拒否】

- 売り手からコスト上昇やコスト指標の変動を理由とした価格交渉を申し入れたにも関わらず、**協議に一切応じない**。
- 費用の考慮に関する見解について説明を求めても、**一切回答がない**。
- 価格交渉に際し、**過度に詳細な費用の内訳の提出**を求められ、費用の考慮の状況に関する見解について説明がない。



【補助金等を理由とする値引き要請】

- 売り手の支援を目的とした国による**補助金等の支援措置**を理由とした**当該支援分等の値引き要請**を行う。



【納品価格の一方的な決定】

- 合理的な消費者の値頃感等を理由として、**コストを著しく下回る価格**での納入を**一方的**に求めることが**常態化**している。



毎日
お買い得

【商慣習の改善に対する一方的な非協力】

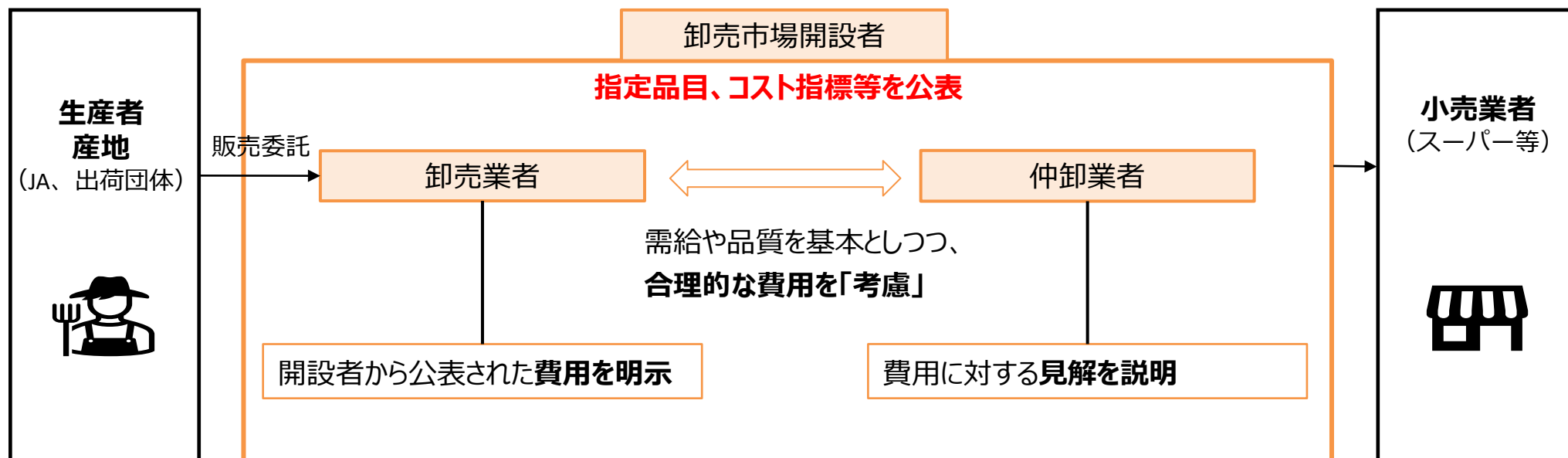
- 人手不足、物流コストの上昇等を背景とした納品頻度の削減等に対し、**商品で常時棚を埋めることを過剰に優先し、一方的に協力しない**。



市場取引での対応

- 卸売市場では、**価格を調整弁**として、出荷された青果物等を**早急に売買**。
- 卸売市場でコストを考慮するため、**開設者が指定品目、コスト指標等を公表**。

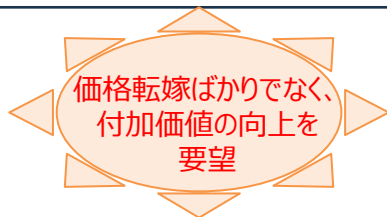
○ 市場取引でのコストの考慮



(運用) ・貯蔵性の高い品目 ・売残りの場合には、翌日持越し ・取扱数量を設定 等

合理的な費用を考慮した食品の価格形成と持続的な食料システムの確立の一体的な検討

- コストを考慮した食品の価格形成に関する議論では、単にコスト上昇による価格転嫁を促すばかりでなく、**国産原材料の活用**や、有機農産物等を通じた**環境負荷の抑制**等により**付加価値の向上**を併せて促進することを求める声。
- このため、**コストを考慮した食品の価格形成**の検討と、**食品産業の持続的な発展**に向けた検討を**表裏一体**の取組として検討。



合理的な費用を考慮した食品の価格形成

- ① コストの把握・見える化
- ② コストを考慮した取引の実施 等

持続的な食料システムの確立

- ① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立
- ② 流通の合理化
- ③ 環境負荷低減の促進
- ④ 消費者の選択への寄与

※ ①～④には、技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。

コストを考慮した食品の価格形成を実現

食品の付加価値向上等の取組を促進

価格形成と付加価値向上の両方を実現し、消費者の理解を得ながら、
持続的な食料システムを確立するための法制度を整備

米（北海道・東北産その1）のコスト調査結果



【調査の概要】

北海道・東北の産地で令和4年産として生産・集荷され、米卸を経由して、都内のスーパーで小売販売されるケースを事例的に調査。

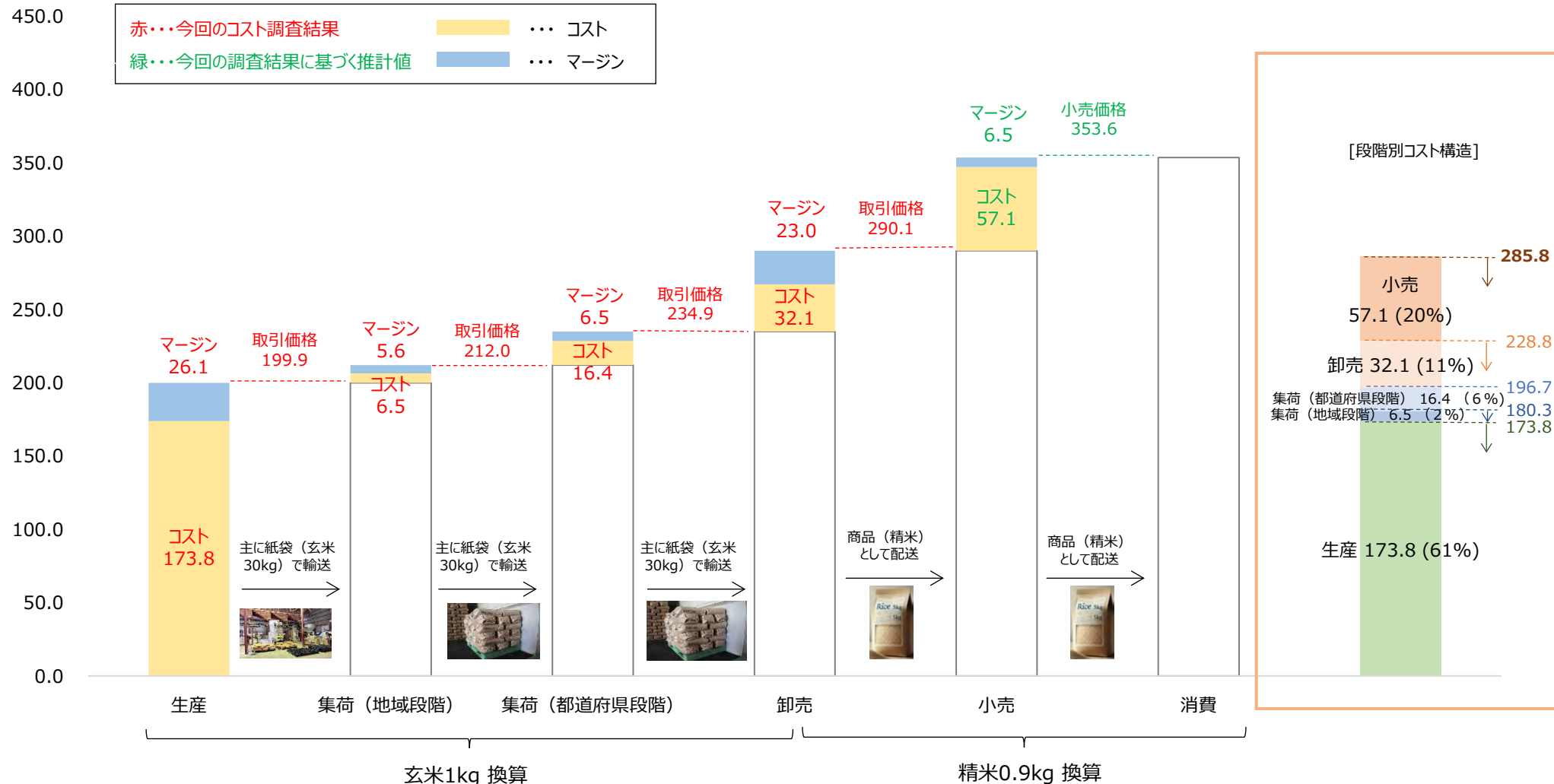
(円/玄米1kg)

赤・・・今回のコスト調査結果

・・・コスト

緑・・・今回の調査結果に基づく推計値

・・・マージン



注1：各段階のコストの数値は、「令和5年度適正取引推進に向けた調査（コスト等に関する調査）」（農林水産省委託事業）を基に作成。当該調査では、首都圏向けに流通するもののコスト構造を事例的に調査。

注2：生産段階は令和4年産米の生産費統計の北海道・東北管内の生産費のうち費用合計、支払利子、支払地代から算出。集荷（地域段階）は北海道・東北管内のJA、集荷（都道府県段階）は系統都道府県組織を対象としたアンケート調査、卸売段階は首都圏を商圏とする複数の米卸を対象としたアンケート調査、小売のコストとマージンは都内を商圏とする小売事業者を対象としたアンケート調査結果を基にした。

注3：四捨五入の関係で、合計しても合わないことがある。

米（北海道・東北産その2）のコスト調査結果



【調査の概要】

北海道・東北の産地で令和4年産として生産・集荷され、米卸を経由して、都内のスーパーで小売販売されるケースを事例的に調査。

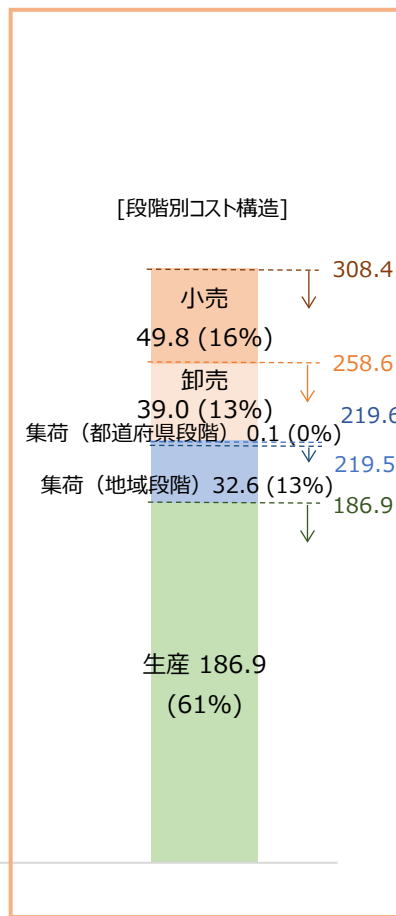
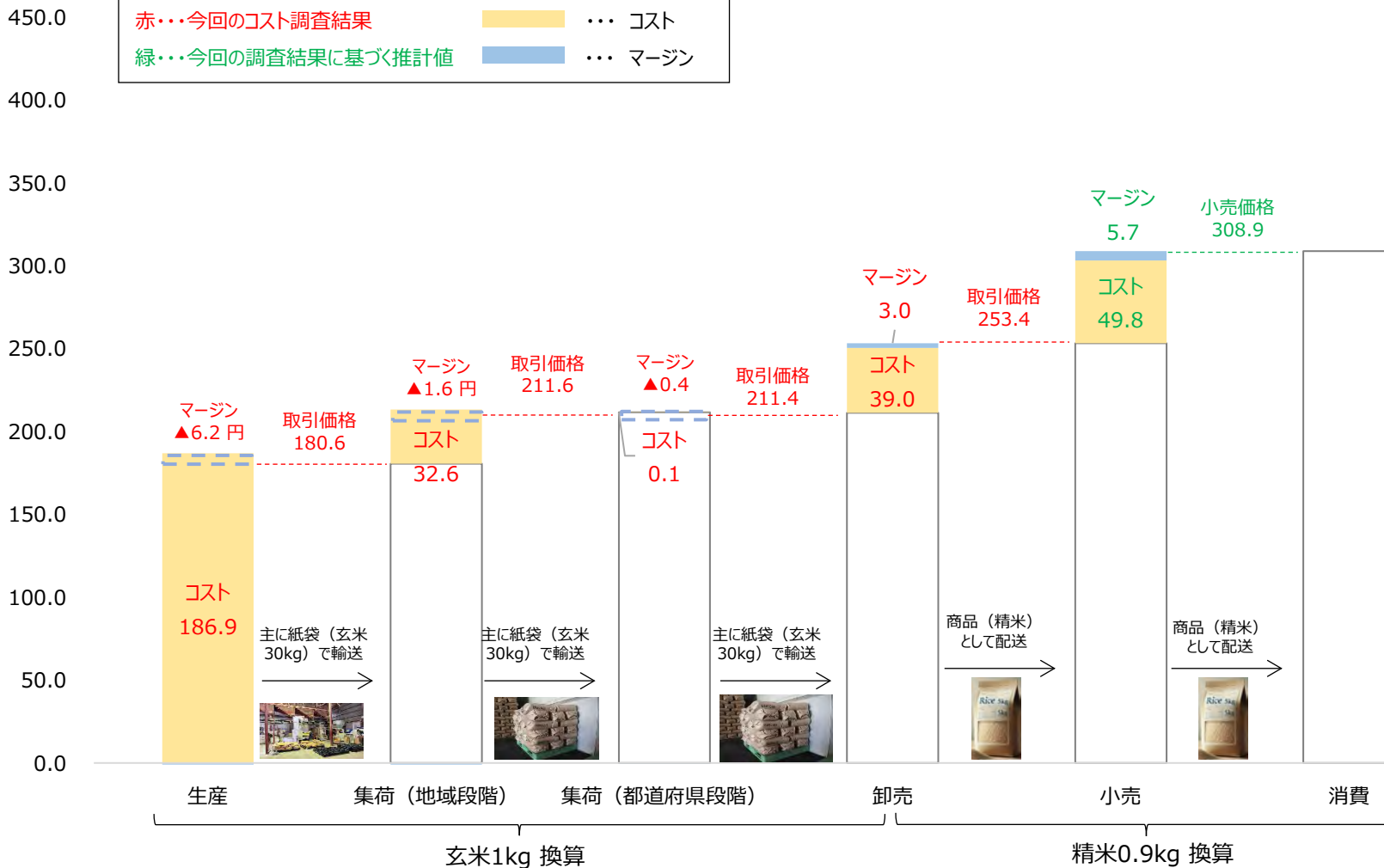
(円/玄米1kg)

赤・・・今回のコスト調査結果

・・・コスト

緑・・・今回の調査結果に基づく推計値

・・・マージン



注1：各段階のコストの数値は、「令和5年度適正取引推進に向けた調査（コスト等に関する調査）」（農林水産省委託事業）を基に作成。当該調査では、首都圏向けに流通するもののコスト構造を事例的に調査。

注2：生産段階は令和4年産米の生産費統計の北海道・東北管内の生産費のうち費用合計、支払利子、支払地代から算出。集荷（地域段階）は北海道・東北管内のJA、集荷（都道府県段階）は系統都道府県組織を対象としたアンケート調査、卸売段階は首都圏を商圏とする複数の米卸を対象としたアンケート調査、小売のコストとマージンは都内を商圏とする小売事業者を対象としたアンケート調査結果を基にした。

注3：四捨五入の関係で、合計しても合わないことがある。